

## 令和6年度都区財政調整協議結果等について

### 1 令和6年度都区財政調整

#### (1) 概要

		対前年度増減率
① 調整税等（当年度分）	2兆1,894億円	(3.8%)
② 交付金の総額（ア+イ）	1兆2,160億円	(1.8%)
ア 当年度分（調整税等の55.1%）	1兆2,063億円	
イ 精算分	97億円	
③ 基準財政収入額A	1兆3,822億円	(4.4%)
④ 基準財政需要額B	2兆5,374億円	(3.2%)
ア 経常的経費	1兆9,124億円	
イ 投資的経費	6,250億円	
⑤ 交付金	1兆2,160億円	(1.8%)
ア 普通交付金（B-A）	1兆1,552億円	
イ 特別交付金	608億円	

#### (2) 特徴

##### 《交付金の総額》

交付金の総額は、1兆2,160億円となり、前年度と比べ、216億円、1.8%の増であり、3年連続の増加となりました。

・普通交付金は、交付金総額の95%相当で1兆1,552億円、前年度と比べ205億円の増となり、特別交付金は、交付金総額の5%相当で608億円、前年度と比べ11億円の増となりました。

##### 《基準財政収入額》

基準財政収入額は、1兆3,822億円となり、前年度と比べ、587億円、4.4%の増であり、3年連続の増加となりました。

・特別区民税は、雇用・所得環境の緩やかな改善による増と定額減税の影響による減を反映した結果、前年度と比べ67億円の増となりました。

・定額減税による減収額は地方特例交付金で全額補填されることから、地方特例交付金は、前年度と比べ401億円の増となりました。

### 《基準財政需要額》

基準財政需要額は、2兆5,374億円となり、前年度と比べ、792億円、3.2%の増であり、3年連続の増加となりました。

・経常的経費は、退職手当費について算定を改善するなど、前年度と比べ462億円の減となりました。投資的経費は、建築工事単価について都財務局標準建物予算単価における特別補正費等を反映した経費を臨時的に算定するなど、前年度と比べ1,254億円の増となりました。

## 2 協議課題の調整内容

項 目	都	区	合計
1 最終的な提案数	14	51	65
(1) 当初提案	14	50	64
(2) 追加提案		(※) 1	1
2 調整項目数	9	33	42
(1) 新規算定		13	13
(2) 算定充実		11	11
(3) 事業費の見直し	4	1	5
(4) 算定方法の改善等	5	7	12
(5) 財源を踏まえた対応		1	1
3 当初算定に至らなかった項目数	5	18	23

※ 公共施設改築工事費の臨時的算定（財源を踏まえた対応）

### (1) 新規算定（13項目、93億円）

・都・区市町村DX協働運営委員会経費（GovTech 東京負担金）、ひきこもり対策事業費、在宅療養推進事業費、商工振興費（中小企業関連資金融資あっせん事業（緊急対策分））、【小・中学校費】教員用デジタル教科書経費 など

### (2) 算定充実（11項目、44億円）

・水害対策経費、放課後児童クラブ事業費、健康診査（乳がん検診）、細街路拡幅事業費、成人式運営費 など

### (3) 事業費の見直し（5項目、△2億円）

・成人保健対策費（訪問指導）、住宅対策費（特定優良賃貸住宅家賃対策補助）、【投資・態容補正】高齢者向け優良賃貸住宅供給事業（まちづくり）、【中学校費】夏休み期間プール指導員、社会教育総務費（社会教育委員経費）

(4) 算定方法の改善等（12項目、137億円）

- ・退職手当費、【投資・態容補正】高齢者集合住宅の整備費等、食品衛生費（食品衛生営業許可等手数料）、清掃費の見直し、【態容補正】農業委員会運営費、公園使用料・占用料、【投資】物価高騰対策 など

(5) 財源を踏まえた対応（1項目、3,328億円）

- ・公共施設改築工事費の臨時的算定

(6) 協議が整わなかった項目（23項目）

- ・テレワーク運営経費、高校生等医療費助成事業費、【態容補正】自転車駐車場維持管理費、【小・中学校費】学校給食費保護者負担軽減事業費、特別交付金、都市計画交付金 など

### 3 協議上の諸課題

項目		区の方考え方	都の方考え方	協議結果
特別交付金 (特別交付金の割合の引き下げ)	透明性・公平性を高めるとともに、可能な限り普通交付金による対応を図るため、引き続き特別交付金の割合を2%を基本に見直す方向で検討	<ul style="list-style-type: none"> <li>各区が安定的な財政運営を行うためにも、可能な限り、算定内容が客観的かつ明確に規定されている普通交付金による対応を図るため、特別交付金の割合を2%に引き下げることを求める</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>普通交付金の算定対象となっていない区ごとに異なる財政需要が、5%を大きく超える規模で毎年申請されており、これらの財政需要を着実に受け止めるためには5%が必要</li> </ul>	協議が整わなかった項目として整理する
特別交付金 (算定の透明性・公平性の向上)		<ul style="list-style-type: none"> <li>昨年度財調協議において、算定ルールで決まっていないような独自の運用を都が行っているということが確認されたことから、算定ルールを明確化するように求める</li> <li>都側が区の需要としては普遍性がないとの理由により算定除外している事業を、例示化することを提案</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>現行の算定ルールは算定の透明性・公平性の観点から、そもそも大きな問題はないと考える</li> <li>特別交付金は特定の事項について算定することをあらかじめ約束するものではなく、法令の規定に基づき都と区で合意した算定ルールに則って取り扱われるべきと考える</li> </ul>	協議が整わなかった項目として整理する

項目	区の方	都の方	協議結果
<p>都市計画交付金</p> <p>都区の都市計画事業の実施状況に見合った配分となるよう抜本的な見直しを検討</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特別区の都市計画事業の実績に見合うよう、交付金総額の拡大、全都市計画事業の交付対象化、交付率の上限撤廃及び交付基準単価の改善などの制度の抜本的な見直しや、また、都が行う都市計画事業の実施状況や都市計画税の充当事業の詳細の提示などを求める</li> <li>・本来基礎自治体の財源である都市計画税が特別区域において都税となったこと の経緯や、過去の協議状況等を踏まえて、都市計画交付金の抜本的な見直しを求めているのであり、都側の一方的な主張により実質的な議論ができないことは到底容認できないこと、総務省への照会結果を踏まえてもなお、都の予算であることを理由に都側が議論に応じないのであれば、今後も国に対して制度改革を求めざるを得ないと主張</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・都市計画交付金は、特別区における都市計画事業の円滑な促進を図ることを目的とした奨励的補助金であり、都において創設した交付金であるため、都の予算によって対応していくものである</li> <li>・各区から直接、現状や課題等を伺うなど、引き続き適切に調整を図りながら対応していく</li> </ul>	<p>協議が整わなかった項目として整理する</p>

#### 4 令和5年度都区財政調整再調整

##### 【再算定との比較】

(単位：億円)

区 分	基準財政収入額	基準財政需要額	普通交付金	特別交付金
再 調 整	13,235	—	11,491	605
再 算 定	13,235	24,054	10,958	597
比 較	0	—	533	8

※再調整における、基準財政需要額は調整中です。

再算定時の算定残約 389 億円が、その後の調整税等の税収見込の増により約 533 億円となりました。このため、次の9項目により再調整を実施することとなりました。

##### (1) 国民健康保険事業助成費（産前産後保険料免除）

令和6年1月から開始された国民健康保険の産前産後保険料免除に係る経費を算定します。

##### (2) 国民健康保険事業助成費（出産育児一時金）

令和5年4月からの出産育児一時金の1人当たり支給額の引上げに要する経費を算定します。

##### (3) 予防接種助成事業費（带状疱疹ワクチン）

50歳以上を対象とした带状疱疹ワクチン接種の助成に係る経費を算定します。

##### (4) 予防接種費（ヒブワクチン）

令和5年8月からのヒブ感染症に係る予防接種費用の単価改定に伴う経費を算定します。

##### (5) 商工振興費（中小企業関連資金融資あっせん事業（緊急対策分））

物価高騰等に対応するための中小企業関連資金融資あっせん事業（緊急対策分）の令和5年度貸付分について、当年度における利子補給及び信用保証料補助に係る経費を算定します。

##### (6) 標準給単価等の見直し

特別区人事委員会勧告を受けた給与改定を踏まえ、標準給単価等を見直して算定します。

##### (7) 【投資】物価高騰対策

現下の原材料費等の上昇や円安等による物価高騰の影響の長期化を踏まえ、投資的経費の物価高騰対策経費を算定します。

(8) 首都直下地震等に対する防災・減災対策としての公共施設改築経費

発生が危惧されている首都直下地震や、頻発化・激甚化する風水害に備え、災害時の避難所等となる公共施設の改築需要に係る経費を算定します。

(9) 義務教育施設の新築・増築等経費の起債充当除外

義務教育施設の新築・増築等に要する経費について、令和5年度分に限り、起債充当を行わないこととして算定します。